



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No. 6 1988年12月2日

発行 石綿対策全国連絡会議
〒101 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評内
TEL 03-251-0311 FAX 03-251-9043

も く じ

国際シンポジウムを開催	2
第3回石綿シンポを福岡で開催	3
アメリカ訪問記(その1)	中桐伸五(自治労顧問医) 4
全建総連で悪性中皮腫の労災認定	9
第2回総会を開催	9
第2回総会議案書	10

ウェスターホルム博士を迎えて

国際シンポジウムを開催

国際シンポジウム「アスベストによる健康・環境破壊防止の対策 — スウェーデンにおける対策を参考に」が、10月27日、東京・全水道会館に80名が参加して開かれた。

このシンポジウムは、総評と石綿対策全国連絡会議が主催したもので、スウェーデン労働総同盟顧問医のウェスターホルム博士を迎えて開催された。

総評の山田陽一国際局長の主催者あいさつのあと、全港湾の伊藤彰信氏が、日本におけるアスベスト対策について報告した。伊藤氏は「日本は世界最大のアスベスト消費国であるにもかかわらず、使用量を減らす対策ではなく、安全に使えばよいという姿勢である」と批判したあと、労働現場や建築物に使用されたアスベストの処理について現状と問題点を指摘した。

つづいて遠藤直哉弁護士が発言した。遠藤氏はアメリカのアスベスト問題が疫学調査による被害予測の発表をうけて労働者の問題から学校の問題に発展してきたことを紹介し、その中で訴訟が大きな役割を果たしたと述べた。また、アスベスト危険緊急措置法（AHERA）が制定され、厳しい対策がとられていることを報告した。

つづいてウェスターホルム博士が講演した。博士は「アスベスト使用禁止までの道のりは長いものであったし、禁止しても多くの対策をとらなければならない。マスコミの報道と世論の高まり、労働組合の積極的な活動が対策をとる上で重要な役割を果たした」と述べ、アスベスト対策の歴史をふりかえった。スウェーデンでは1964年にアスベスト対策の実施指針をつくったがあまり効果をあげなかった。1975年には、代替可能なものから使用を禁止するようになってきた。まず、吹付けが禁止され、断熱材、建材への使用が禁止され、多くの職場で代替がすすんだ。そこでは、労働組合は大きな役割を果たしてきたが、一方で企業閉鎖などの犠牲もともなった。また1982年には原則使用禁止が実現した。

その後、労働現場から病院、学校、家庭など一般環境のアスベスト対策に関心が移っていった。1985年には政府内に労働大臣を長とするアスベスト委員会が設置され、総合的な

対策が検討され、実施されている。建築物に使用されたアスベストの処理については、労働者代表の承認を得て申請して政府の許可を受ける。自動車のブレーキについては1988年から販売されるものについてアスベストの使用が禁止された。

ウェスターホルム博士は最後に「労働者と一般国民の健康を保護することがアスベスト対策の目的であり、基本戦略は、①使用禁止、②それが不可能な場合には工学的抑制、③その場合、代替物質がないことを証明し、アスベスト使用の許可をうけることである」とまとめた。また博士は質問に答えて「健診を過大評価してはいけない。対策がとられれば健診の必要性は低下する。情報提供と教育を重視すべきだ」「代替物質の安全性が完全でなくても、アスベストより有害性が低いものであれば積極的に代替をすすめるべきである」と述べ、運動を踏まえた適切なアドバイスをおこなった。

このようにシンポジウムはきわめて内容豊富な議論をおこない、今後の日本におけるアスベスト対策に示唆を与える意義深いものであった。

なおシンポジウムの記録は、近く発行される日本労働者安全センターの機関誌「いのち」に掲載します。

第3回石綿シンポを福岡で開催

生活の場から石綿を拒否しよう

第3回石綿対策シンポジウムが、10月1日、福岡市の都久志会館で開かれました。シンポジウムは、総評、石綿対策全国連、九州ブロック各県評の主催で開かれたもので、140名が参加しました。

主催者を代表して坂本隆幸福岡県評議長からあいさつを受けたあと、熊本大学の岡崎宏光先生が講演をおこないました。岡崎先生は「私は数学者であり、アスベストについて研究しているわけではないが、アスベストの害については以前から知っていたので、個人的な体験からお話したい」と前置きして「この会場も天井や床にアスベストがつかわれている。石綿ボード、屋根ふき用石綿スレート、ビニールアスベストタイル、自動車・バイクのブレーキ、自転車のブレーキ、電気器具、水道管など身の回りのあらゆるところで使

用されている」と説明し、吹付けアスベストだけがアスベストではないことを強調しました。そして「日本ではアスベスト建材を使用すれば住宅ローンを高く借りることができるようになっている。私はアスベストに接しないように引越を三度もした。アスベストを使用しなくても住宅を建てることができる」と述べ、「アスベスト製品はつくらない、使わないことが、生産者も消費者も同じ立場でアスベストの使用禁止を実現していく道である」とアスベスト製品不使用運動を提唱しました。

つづいて、全港湾の伊藤彰信氏が基調報告をおこない、日本のアスベスト対策の問題点や建材に使用されたアスベスト処理の問題点を指摘しました。

参加者からは、夏休みに学校などでおこなわれたアスベスト処理の実態が報告され、行政の指導が弱い点が指摘されました。

最後に石綿対策全国連事務局長である総評の信太忠二氏が「日本では構造的なアスベスト漬けの中で生活を余儀なくされているわけだが、生活の場からアスベストを拒否することを重視し、対策を迫っていこう」とまとめて、シンポジウムを閉会しました。

アメリカ訪問記(その1)

アスベスト規制の動向

中桐伸五(自治労顧問医師)

アメリカ訪問のねらい

今年の8月、アメリカを訪問する機会をつくれました。アメリカでは、1986年にEPA(環境保護庁)が、代替品のある屋根材用のフェルト、床材用のフェルト、ビニール床タイル、アスベスト・セメント管、衣類の5用途の即時禁止と、これ以外の用途ではアスベストを含んでいることを表示することを義務づけ、ブレーキやクラッチなどの摩擦材は5年後に使用を禁止し、10年後にはアスベストの採鉱と輸入を全面的に禁止するという法案を議会に提出しました。今回の訪米では、このような動きのあるアメリカでの、最近のアスベスト規制の動向を探り、今後の日本における規制に役立てたいと思いました。

そのためには、アスベストの規制法案を作成したEPAのエージェントと会ってじかに

法案の行方を調べたり、アスベストによる健康影響に関する研究では最先端をいくマウントサイナイ医科大学の研究スタッフに会って最近のアスベスト規制の動向を聞くのが最良と考えました。幸いEPAの担当官や、マウントサイナイ医科大学のセリコフ教授をはじめニコルソン教授や鈴木教授などアスベスト問題に第一線で取り組んでいる人々とのアポイントメントがとれ、それぞれ短い時間でしたが話し合うことが出来ました。その時の話と手にいれた資料の中から今後の運動に役立つと思われる点を以下に紹介しましょう。

環境保護庁（EPA）の担当官との一問一答

問：EPAが1986年に議会に提出したアスベストの使用禁止法案の行方は？

答：アスベストの使用を全部禁止するという規制については、議会の方からは、EPAの方からもしすべきという声が出るのであればやっていいという許可がおりています。現在のところまだ絶対に成り立つかどうかはわかっていないけれども、私が思うには、その法案は多分議会を通過すると思います。もしかしたら年末までに通るかも知れません。

米議会の方では、なるべく早く進んでほしいという声がかかっておりますけれども、EPA側では、もし下手にアスベストを取り除くようなことがあれば前より悪い状態になってしまいますので、その点を少し心配しております。

いま申し上げたように、議会の方ではより早く、より早くという声がこちらの方にきているのですが、3年間のプログラムは、第一に技術的援助、第二にもっと訓練をしてアスベストに詳しい人を増やそうということ、第三は学校についてのプログラムがどういうふうに発展しているか、またどういうふうに成功しているか、またどのような問題点があるかということをよくみて、もし学校のプログラムが失敗している点があれば勿論まねることはないということで、学校のプログラムを重視しております。

問：今後のEPAの基本方向については、10年後にアスベストを全面的に使用禁止にするという方向でのぞんでいるととらえてよろしいのでしょうか？

答：はいそのとおりです。

問：その場合、代替品についての見通しをお持ちでしょうか？

答：それは、全部使用によって違ってきます。火事を防ぐ用途では何も開発しておりま

せん。車のブレーキについては、一つあります。そして、やはりアスベストは奇跡的な発見と言われていたので、全ての使用に適するものはまだ発見されておられません。

問：アスベストに全面的にとって替わる物質がないということで、石綿業界などがアスベストの全面使用禁止に反対するというような動きをしていませんか？

答：アスベストに替わるものが全然発見されていないということではないのですが、やはりアスベストに比べると劣る成果なので、それで石綿業界が全面使用禁止に反対ということが起きております。しかし、建物の構成、建築などの面では1950年から1970年の前半にわたって替わってきておりますので、前よりはアスベストを使わないでもよくなってきております。代替品については、私達もいろいろと苦心をしておりますが、ある用途においてはアスベストに替わるものは多分開発できないのではないかと考えております。たとえばアスベストが沢山使われているところに軍需兵器があります。また、業界の方からは、建物が安全ではないのではないかとという声も出てきています。

問：日本でも、アスベストの規制として、除去、封じ込め、囲い込みなどの方法のどれがよいかということが議論されていますが、アスベストの除去をする場合に、その際適切な技術を持った者が少ないということで、除去の過程でかえって環境が汚染されてしまうといったことが日本では起こってきています。アメリカでは、学校のアスベストの除去に当たっては、EPAがガイドラインを出して指導しているとききましたが、実際のところどういう監督体制のもとで除去が行われているのか、についてお聞きしたいのですが？

答：いろいろとトレーニングを実施しています。その場での監督に当たる人は、4日半のトレーニングのコースを経なければならず、また試験にパスしなければ監督にはなれないということになっています。そして、このコースの実施には、EPAから許可を得た大学のトレーニングセンターが当たっています。

さらに、監督だけではなくアスベストの除去作業に当たる労働者の方も3日間のトレーニングコースを経なければならず、やはり試験があります。そして、コースだけではなく実地訓練もプログラムに組み込まれています。

問：その場合の労働者とは、アスベストを扱う者の全員ですか？

答：はい、これは直接アスベストを取り扱う労働者のためのコースでありまして、他に

学校においての職員には16時間のコースがあります。しかしこれは、EPAが実施しているものではなく、各学校や地域でなされております。

労働者と監督は、免許を受け取ります。身分証明書のようなカードをいつでも持ち歩かなければならないわけです。

学校のプログラムではその他に、点検をする人、総合的なマネジメントをする人、三番目は機能的な操作をする人、最後にアスベスト対策の計画を立てる人、この人達もまたコースをとって、試験にパスしなければなりません。

問：除去後の廃棄の面ではどのようになっていますか？ また、どの様な問題点がありますか？ そして、この点EPAの規制はどのようにかかっていますか？

答：とても簡単なことなのですけれども、もらない容器に入れればよいということが重点です。それは、厚いポリエチレンのゴミ袋でもよいし、もっとすすんでトラックのタンクの中に吸い上げてしまう方法でもよいわけです。そして、アスベストを捨てる際には、土の中に埋めて、一日が終わったときには最低6インチの土でカバーしなくてはならないということになっています。また、全国的な規制では、有害廃棄物だけを置くところに捨てなければならないということにはなっておりません。州や地域によってはそのような規制をしているところもありますが、全国的にはゴミ捨て場であれば何処に捨ててもよいということになっております。このような規制では、日本では問題になるのではないのでしょうか？

これはまだ実験段階ですが、アスベストをガラスに変えるということを検討しています。そうすれば、建設に使える煉瓦のような物質に変えて、別の用途に使うことが検討されていますが、これはまだ実験段階でございます。

問：有害物専用の廃棄物処理場でなく、かつ6インチの土でカバーするだけでは、その土を掘り返されたりしてアスベストが露出してしまうといったことが起こるおそれがあると思うのですが、この様なことにならないようにするための監督とか規制はどうなっているのでしょうか？

答：多分そういうふうに露出した場合には、またもっと土をかけなければならないというような規制があると思いますが、少し調べてみます。……そのような規制は何もないよ

うです。アスベストの廃棄については、州によってかなり違いがあります。たとえばニューヨーク州では、6インチではなくもっともっと深く掘って埋めなければならぬという規制がされています。

問：有害物総合管理法（TOSCA）とアスベストの規制との関連はどのようなものですか？

答：学校のプログラムは、有害物総合管理法の傘下ではやっておりません。アスベストの通常の暴露に対する危険度に関してはとてもまだ情報が足りないので、その規制を有害物総合管理法につなげてやるのは難しいことです。

問：住民の苦情があった場合に、EPAの窓口が決められていて、アクションを起こすということは周知されていることでしょうか？

答：学校の方では、オンブズマンという専門の人がおりますけれども、普通の民間の建物なんかの場合には、地域にいるアスベストの専門家が受け持っています。そして、いろいろと規制が沢山あるように見えるかも知れません。学校に関してはそのとおりですが、民間の建物の場合には少ないのです。EPAの建物の中にもアスベストはあるのですが、立て直しや工事をしない限りは、アスベストの規制はないわけです。

問：たとえば、学校で、アスベストが使われている建物が壊れてアスベストに高濃度にさらされる状態が起こった場合に、オンブズマンはどのような役割を果たすのでしょうか？

答：父兄でも、先生でもそういうことが起こったら、オンブズマンに連絡をします。連絡を受けたオンブズマンは、EPAに電話して、それからEPAが行動をとるということになるわけです。

問：オンブズマンはどのようにして選ばれるのでしょうか？

答：EPAの他の分野で働いていた人が横の移動でオンブズマンになるということもあります。オンブズマンの仕事は、とてもハイレベルな仕事ではなく、一応どの様に取り締まるかといったことを決める人です。学校の方では、もしアスベストの問題が起きたら、父兄や先生が責任を持って、校長または学校の方に苦情を出して、政府の関与がなく、自主的に問題を解決していくようにプログラムが組まれています。そして私たちがみたところでは、それは成功しているようです。（つづく）

全建総連で悪性中皮腫の労災認定

全建総連の香川建労高松支部の中條弘さん（49歳）は、9月末に悪性中皮腫で労災認定をうけました。全建総連では初めてのことです。

中條さんは、昭和32年日本エタニットパイプ高松工場に就職し、同57年末の工場閉鎖まで水道用石綿セメント管の製造に従事し、閉鎖後鉄工として建設に従事していました。工場では昭和47年頃まで製品に石綿を使用しており、石綿を石臼で細かくしてセメントと混ぜる時にホコリが大量に飛んでいたが、ガーゼマスクしかしていない実態でした。その後も工場の隅々に粉じんが残っていました。

中條さんは、昭和59年3月に体の不調を訴え、肺に水が溜っているといわれました。6月に退院しましたが、咳がとまらず、61年6月に検査をしたところ右胸膜炎と診断されました。10月に香川医科大学に入院して検査をおこなったところ悪性胸膜中皮腫と判明し、62年1月には腫瘍の摘出手術をしました。

労災申請のきっかけは、高松支部が石綿による健康障害の実態を調べるため建設国保のレセプトを点検していたときに悪性中皮腫の病名を発見したことでした。

（全建総連機関紙「全建総連」No.1216、1988年11月1日号より）

第2回総会を開催

10月27日、石綿対策全国連絡会議第2回総会が開かれました。信太事務局長が活動報告と活動方針を提案しました。活動方針では「長期的に運動をつづける政策と体制づくり」が強調され、アスベスト対策の総合的な政策提言、総評解散後の組織のあり方について検討をすすめることを確認しました。

参加者からは、「自治労、日教組を中心に学校の吹付けアスベストの状況を調査した。情報交換を組織的に取り組みたい。地方の労働基準監督署にいても問題意識も技術的対応能力もない」（福岡）、「業界との接触も強め、禁止の働きかけをすべきだ」（全建総連）、「学校以外では関心がない。被災者の発掘をしていく」（愛知）などの発言がありました。（「議案書」は末尾に掲載）

1988年10月27日

全水道会館

第2回総会議案書

1987年度の活動報告

1 はじめに

石綿対策全国連絡会議は、昨年11月14日、総評会館開催された第1回石綿シンポジウムを機会に労働組合、市民団体を中心に結成されました。石綿による健康障害、環境破壊をなくすための運動を推進することを目的とし、①石綿に関する情報の収集、提供、②関係団体の活動の交流、③教育・学習活動、④ニュース、パンフレット等の発行、⑤行政、メーカー等に対する要求の実現などの活動をおこなうことを確認してきました。

2 各省庁交渉

(1) 第1回石綿シンポジウムの集会決議にもとづき、10項目にわたる石綿の規制と安全対策の確立について、関係省庁に申し入れ、12月から1月にかけて、労働省、厚生省、環境庁、通産省、建設省、文部省と交渉をおこないました。しかし、私たちの要求は実現していませんし、政府の対策は今までの枠組みから前進していません。

労働省は表示義務をアスベスト含有量5%以上のものから1%以上へ

変更すること、また、アスベスト作業者に健康管理手帳を交付することを検討しているといわれます。

政府の基本的態度は、①アスベストは安全に使用すればよい、②一般環境のリスクは少ない、③低濃度ならば安全である、④吹き付けアスベストの対策だけが問題である、というものです。

当初の私たちの要求は、労働省に関係するものが中心でしたが、3月25日におこなわれた「社会党に政策を提言する会」の省庁ヒアリングに参加したときには、各省庁に対する具体的要求として整理されるようになりました。

- (2) その後、夏休みを前にして学校での吹き付けアスベストの処理が大きな課題となってきました。文部省、東京労働基準局、東京教育庁との交渉をおこない、労働省や建設省のマニュアルにもとづく処理がいかにも十分なものであるかを指摘してきました。

すなわち、①マニュアルが強制力をもっておらず、監督する権限は法令にもとづいて労働基準監督署がおこなうものを越えていないこと、②工法の選択について除去が原則となっていないこと、③施行業者が能力と資格をもったものに限定されていないこと、④環境測定の実施が義務づけられていないこと、⑤廃棄物処理についてアスベストを有害物に指定しておらず、一般産業廃棄物として処理していることです。このような点は、現行法を前提としているかぎり解決できない問題です。

- (3) 私たちは、夏休み中にアスベスト工事がおこなわれる学校名を明らかにするように要求し、東京、神奈川、大阪などでは学校名を発表させてきました。さらに、工事計画の説明会を開催するように要求し、実現させたところもありました。

昨年10月、文部省は全国の公立の小中高等学校1337校でアスベストが使用されていると発表しました。しかし、この調査は、①教室、体育館、宿舎を対象としたものであり、廊下、給食、調理室などが含まれておらず、②昭和51年以前に建てられたものしか対象にしておらず、③アスベストの例としてあげた商品名も極めて限定されたものでした。調査はズサンなものであったことを文部省自身も認めています。再調査をやろうとはしていません。地方自治体の独自の調査をみると、アスベストが使用されている学校数は文部省調査の3～5倍です。

昨年度、文部省の補助金をうけてアスベスト工事をおこなった学校が36校でしたが、今年度は444校となり10倍を超える状態です。まさにアスベスト工事のラッシュです。私たちは、工事が安全、確実にこなわれるよう監視・点検するとともに、廃棄物の処理についても目を光らせなければなりません。

3 教育、学習活動

(1) 昨年11月14日に横山邦彦先生（近畿中央病院）を講師に迎えて第1回石綿シンポジウムを開催しました。第2回石綿シンポジウムを3月12日大阪で久永直見先生（名古屋大学医学部）を迎えて、第3回石綿シンポジウムを10月1日福岡で岡崎宏光先生（熊本大学）を迎えて開催しました。

各シンポジウムとも予想を上回る参加者があり、石綿問題に関する関心の大きさをうかがえました。

(2) 6月初旬から7月中旬にかけて4回にわたる石綿問題連続講座を開催しました。第1回「石綿による健康障害」天明佳臣氏（港町診療所長）、

第2回「吹きつけ石綿と環境汚染」依田彦三氏（アスベスト根絶ネットワーク）、第3回「ILO石綿条約と諸外国の石綿対策」伊藤彰信氏（全港湾）、第4回「石綿廃棄物と有害物対策」田尻宗昭氏（神奈川労災職業病センター所長）でした。参加者は延117名といまひとつのびませんでした。市民の参加もありました。ビデオやスライドを使った説明をおこない、講演のあとで身近なアスベスト問題について討論するなど、内容のある学習をすることができました。

4 広報活動

(1) 機関紙「アスベスト対策情報」を5回発行しました。石綿対策全国連絡会議の活動、各団体の活動、通達や新聞のスクラップなど、アスベストに関する情報の提供、関係団体の活動の交流に役立つように努めてきました。

5 アスベスト追放のための行動

7月18日「アスベストの追放を求める労働者、市民のつどい」を開催しました。夏休みを前にして、建築物に使用されているアスベスト処理工事が安全・確実におこなわれるよう要求するとともに監視を強化しようと訴えた集会アピールを採択しました。集会後、保護衣をきた人を先頭に、日本ではじめてのアスベスト追放デモをおこないました。

6 組織状況

石綿対策全国連絡会議は、総評、12中央単産、市民団体・単組、それに個人会員によって構成されています。労組・市民による全国組織としての実

体を形づくることができました。しかし、参加組織が東京にかたよっている傾向があります。

7 おわりに

石綿対策全国連絡会議は、労組、市民団体による全国組織として、その存在を社会的に認知させることができました。また、職業病と公害を結ぶ新しい運動として、重要な位置をもっています。この一年間、各省庁交渉、シンポジウム、連続講座、集会・デモとめまぐるしく活動を続けてきました。市民からの対策の問合せもあり、アスベストに関する関心の高さにうれしい悲鳴をあげる状況でした。

各団体を結ぶネットワークの役割と対政府交渉の窓口として私たちの要求にもとづく対策の実現をせまっていく任務を確実にこなっていくことが、今後の活動に求められています。

活動日誌

1987年

11月14日 第1回石綿シンポジウム（於総評会館）220人

12月 8日 第1回代表者会議

15日 環境庁、労働省、厚生省、通産省交渉

21日 文部省交渉

1988年

1月13日 第1回運営委員会

18日 建設省交渉

19日 第2回代表者会議

- 30日 「アスベスト対策情報」 No 1 発行
- 2月15日 「アスベスト対策情報」 No 2 発行
- 19日 第3回代表者会議
- 19日 「アスベスト対策情報」 No 3 発行
- 3月 4日 第2回運営委員会
- 11日 第3回運営委員会
- 12日 第2回石綿シンポジウム（於大阪国労会館）160人
- 3月23日 省庁ヒアリング打合せ
- 25日 政策を提言する会、省庁ヒアリング
- 4月 6日 第4回運営委員会
- 18日 石綿協会有志と懇談
- 5月24日 第4回代表者会議
- 28日 「アスベスト対策情報」 No 4 発行
- 6月 9日 石綿問題連続講座（第1回）
- 23日 " (第2回)
- 7月 5日 文部省交渉
- 7日 石綿問題連続講座（第3回）
- 13日 東京労働基準局交渉
- 15日 東京都教育庁交渉
- 18日 アスベストの追放を求める労働者・市民のつどい
（於社会文化会館）200人
- 21日 石綿問題連続講座（第4回）
- 8月 1日 第5回運営委員会
- 31日 第5回代表者会議

- 9月 2日 「アスベスト対策情報」 No 5 発行
9月27日 第6回運営委員会
10月 1日 第3回石綿シンポジウム（於福岡都久志会館）140人

1988年度活動方針（案）

1 はじめに

日本のアスベスト輸入量は、昨年27万7千トンになり、建設ブームを反映してか増加をたどっています。

日本はアスベスト消費大国であるにもかかわらず、政府のアスベスト対策は極めて遅れています。また、アスベストの危険性やどのように使用されているのかということが、まだ多くの国民に十分知らされていません。

私たちは、石綿の全面使用禁止を目標に、製造から廃棄までの総合的な対策の確立を求めて、運動をすすめなければなりません。

石綿対策全国連絡会議は、タイムリーに確実なデビューをすることができました。しかし、政府が考えているように吹き付けアスベスト問題が終わればアスベスト問題がすべて終わりということにしてはなりません。アスベスト問題は、職場で地域で今後とも長期にわたって、取り組まなければならない課題です。

石綿対策全国連絡会議は、組織的にも全国の諸団体の運動をカバーできるようにし、長期的に運動をつづける政策と体制を確立することが重要な任務となっています。また、職場における対策と結びつく活動が重要となってい

ます。今年度も、①対政府交渉と要求の実現、②教育・学習活動、③諸団体の活動の支援協力、④広報活動、⑤組織強化拡大の活動を行います。

2 対政府交渉

- (1) アスベストの総合的な対策について政策提言することを検討し、ひきつづき対政府交渉をおこないます。
- (2) 吹付けアスベストの処理やアスベスト廃棄物の具体的な問題については、地域で活動している各団体と連携をとりつつ、地方自治体へ対策を要求していきます。

3 教育・学習活動

- (1) 石綿シンポジウムを地方で開催するように検討します。

4 諸団体の活動の支援協力

- (1) 横須賀アスベスト訴訟、全港湾の喉頭ガン等の労災認定斗争などアスベストに関するたたかいを支援します。
- (2) 各団体のアスベストの取組みに援助協力します。特に、職場におけるアスベスト問題に対応できるようにしていきます。

5 広報活動

「アスベスト対策情報」を発行します。石綿対策全国連絡会議の活動報告、各団体の活動紹介、アスベストに関する情報の提供などを引き続きおこなうとともに、内容面にも工夫を加えます。

6 組織の強化拡大

- (1) 会員については団体A会員（単産、地県評など）、団体B会員（単組、その他団体）、個人会員の3種類とし、それぞれ年間会費を5,000円、3,000円、1,000円とします。団体B会員については「アスベスト対策情報」2部、個人会員については1部の代金を含むものとし、団体A会員については実費買取とします。
- (2) 労災職業病をたたかっている団体や環境問題に取り組んでいる諸団体に会員になるよう呼びかけます。
- (3) 総評が1989年秋に解散することをふまえて、今後の組織のあり方について検討をすすめます。

7 おわりに

石綿対策全国連絡会議は、個別の問題を直接解決する組織ではありませんが、各団体と協力しあい、アスベスト追放をめざす大きな運動のうねりをつくりあげていきます。

来年の第3回総会では、各団体の活動の交流と今後の方向を確認できる総会となるよう、この一年間努力していきましょう。

以 上